

第 1 章 総 則

(参集)

第1条 議員は、招集日の開議定刻前に会議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席または遅刻の届出)

第2条 議員は事故のため欠席しようとするときまたは遅刻しようとするときはその理由を付けて、当日の開議時刻までに、議長に届出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、選挙後最初の会議において議長が定める。

2 議長は必要があると認めるときは会議にはかつて議席を変更することができる。

3 議席には番号標を付ける。

(会期)

第4条 会期はおおむね1日とする。ただし、議会の議決で延長することができる。

(議会の開閉)

第5条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第6条 会議時間は、午前10時から午後3時までとする。ただし、議長において必要ありと認めた場合は、これを伸縮することができる。

(会議の開閉)

第7条 開議、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前、または散会、延会、中止もしくは、休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定員数についての措置)

第8条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定員数に達しないときは、議長は延会を宣告することができる。

2 会議中定員数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は議員の退席を制止し、または議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定員数を欠くに至ったときは、議長は休憩または延会を宣告する。

第 2 章 議案の提出および動議

(議案の提出)

第9条 議員が議案を提出しようとするときは、文書により案を作成しこれに提出の理由を附し、地方自治法第112条（以下「法」という。）第2項の規定によるものについては所定の賛成者と、その他の場合にあつては2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(動議)

第10条 動議は、法またはこの規則に特別の規定がある場合を除き、2人以上の賛成者がなければ議題にすることができない。

(事件の撤回または訂正および動議の撤回)

第11条 会議の議題となった事件を撤回し、または訂正しようとするときおよび会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件および動議について、前項の承認を求めようとするときは、提出者からその請求をしなければならない。

第 3 章 議 事 日 程

(日程の作成および配布)

第12条 議長は、開議の日時、会議に付する事件およびその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ない事由があるときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更)

第13条 議長が必要があると認めるとき、または議員から動議が提出されたときは、議長は討論を行わないで会議にはかって議事日程の順序を変更し、または他事件を追加することができる。

2 前項の動議の提出については、賛成者を要しないものとする。

(延会の場合の議事日程)

第14条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、またはその議事が終らなかったときは、議長はさらにその日程を定めなければならない。

(日程の終了および延会)

第15条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき、または議員から動議が提出されたときは、議長は討論を行わないで会議にはかって延会することができる。

第 4 章 選 挙

(選挙の宣告および不在議員)

第16条 議会において選挙を行うときは、議長はその旨を宣告する。

2 前項の宣告の際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

3 議長は、第1項の宣告後直ちに出席議員数を議会に報告しなければならない。

(投票用紙の配布および投票箱の点検)

第17条 投票を行うときは、議長は職員にして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は議員の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票)

第18条 議員は、職員の点呼に応じて順次投票を行うものとする。

(投票の終了)

第19条 議長は投票が終わったと認めるときは、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は投票することができない。

(開票および投票の効力)

第20条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

(選挙の結果報告)

第21条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(指名推薦)

第22条 議長は、議会にはかり異議がないときは、第16条の選挙につき法第118条第2項により指名推薦の方法を用いることができる。

第 5 章 議 事

第23条 会議に付する事件を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

第24条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題にすることができる。

ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を行わないで会議にはかって決める。

(議案等の朗読)

第25条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案の説明、質疑および表決)

第26条 議題になった事件については、会議において提出者の説明をきき、議員の質疑があるときは、質疑の後議長はこれを表決に付する。

第 6 章 発 言

(発言の許可等)

第27条 発言は、すべて議長の許可を得た後でなければならない。

(討論の方法)

第28条 討論については、議長は最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(発言内容の制限)

第29条 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わないときは発言を禁止することができる。

(質疑の回数)

第30条 質疑は同一議員につき同一議題について2回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第31条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

(発言取消しまたは訂正)

第32条 発言した議員は、その会期中に限り議会の許可を得て発言を取消し、または議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第 7 章 表 決

(表決問題の宣告)

第33条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第34条 表決の宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(表決の方法)

第35条 議長は表決を採ろうとするときは、問題を可とするものを起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長が必要があると認めるとき、または出席議員2人以上から要求があるときは記名または無記名の投票で表決を採る。
- 3 議長は、問題について異議の有無を会議にはかり、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告することができる。

第 8 章 秘 密 会

(指定者以外の退場)

第36条 秘密会を開く議決があったときは、議長は傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密会の保持)

第37条 秘密会の議事は、これを記録しておかなければならない。

- 2 前項の記録はこれを公表しない。
- 3 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 9 章 規 律

(品位の尊重)

第38条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

第39条 何人も会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害になる言動をしてはならない。

(離席)

第40条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(議長の秩序保持権)

第41条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし議長が必要と認めるときは、討論を行わないで会議にはかって決める。

第 10 章 懲 罰

(懲罰動議の提出)

第42条 懲罰の動議は、出席議員の半数以上の賛成がなければ成立しない。

(懲罰事犯の審査および措置)

第43条 懲罰については、議会で選挙した懲罰特別委員（以下「委員」という。）5名をもって審査し、次の何れかを決めてその結果を委員の代表者が書面をもって議長に報告しなければならない。

- 1 戒告または陳謝（議会の決める文書によって行うものとする。）
- 2 出席停止
- 3 除 名

(懲罰の宣告)

第44条 議長は、委員の報告に基づき公開の議場においてこれを宣告する。

第 11 章 会 議 録

(会議録の記載事項)

第45条 会議録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- 1 開会および開会に関する事項ならびにその年月日時
- 2 開議、散会、延会、中止および休憩の日時
- 3 出席および欠席議員の氏名
- 4 職務のため議場に出席した職員の職氏名
- 5 説明のため出席した者の職氏名
- 6 議事日程
- 7 議案の提出、撤回および訂正に関する事項
- 8 選挙の経過
- 9 議事の経過
- 10 その他議長または議会において必要と認めた事項

(会議録署名議員)

第46条 会議録に署名すべき議員は2名とし、議長が会議において指命する。

第 12 章 補 則

(会議規則の疑義に対する措置)

第47条 この規則の疑義は議長が決める。ただし、異議があるときは会議にはかって決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月27日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年3月27日から適用する。